

# 暮らしに役立つ!

毎日の生活の中ですぐに実践できる、身近で役立つ情報を物知りギュー太が解説します。

知って

得する

# しっとくさっぽる!

## 登場人物



ギュー太

南区で太古の化石が発見されたジュゴン仲間「サッポロカイギュウ」の子孫。世話好き。



ナナ

東京出身。進学で来札した、1人暮らしの大学生。スイーツが大好き。少しそっかしい。



ユイ

生まれも育ちも札幌で、ナナとは大学の同級生。しっさり者。



第1話  
自転車はルールを守って乗ろう!

このページに関するお問い合わせは、区政課 ☎211-2252



実際に自転車と歩行者の「交通事故」が毎年起きていて、平成21年には死亡事故も起きていたんだ

年	死傷者数
H19	14
H20	15
H21	23
H22	15

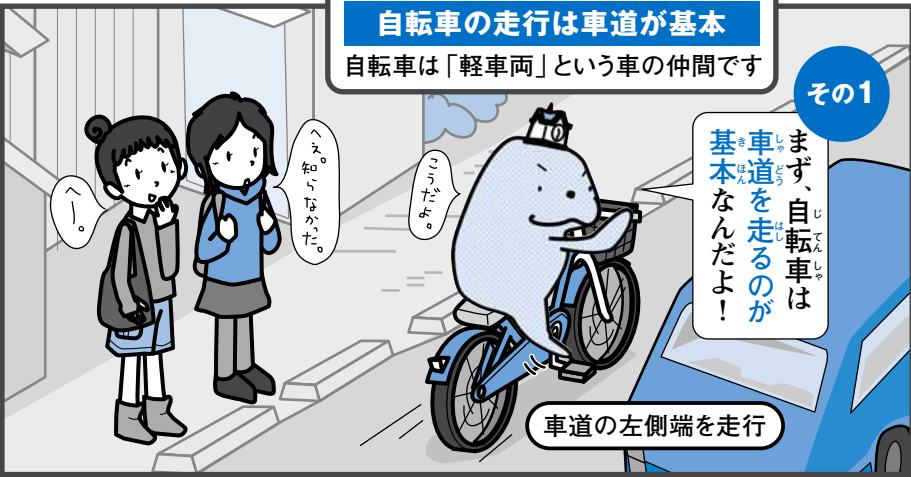
でも届け出があるのはほんの一部ともいわれていて、本当の事故の数はずっと多いかもしれないんだよ

ナナちゃん、気持ちちは分かるけど、自転車の乱暴な運転が怖いって感じている人がたくさんいるんだよ

いやあ、風が気持ち良かったんでつい...

ナナ! なんて運転してるのよ!

**自転車の走行は車道が基本**  
自転車は「軽車両」という車の仲間です



その1

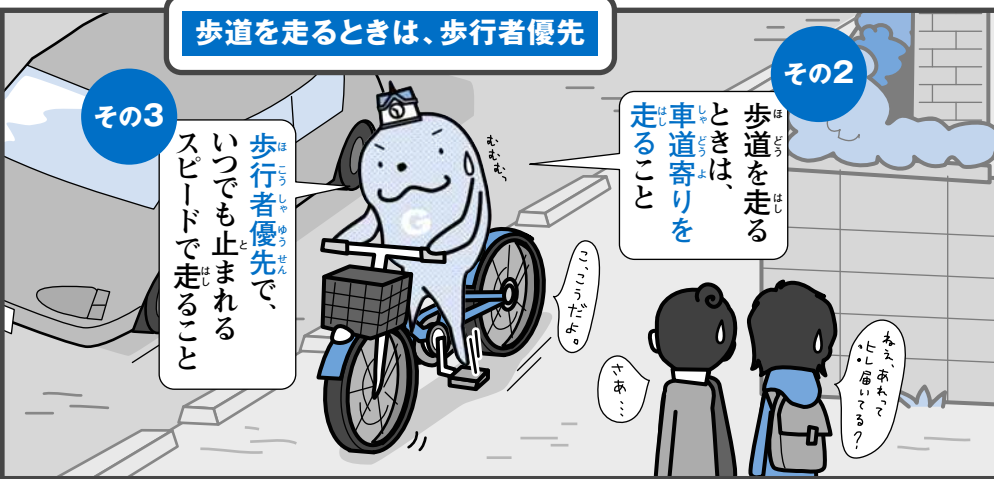
まず、自転車は車道を走るのが基本なんだよ!

車道の左側端を走行



みんなも分かるかな?

**歩道を走るときは、歩行者優先**



その2

歩道を走るときは、歩行者優先を走ること

その3

歩行者優先で、いつでも止まれるスピードで走ること

**歩道を走ってもいい場合**

- ① 歩道通行可の標識・表示があるとき  
「自転車及び歩行者専用」の標識→
- ② 車道の通行が難しいとき (交通量が多いときなど)
- ③ 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や体の不自由な方

でも例外もあるよ!



**駐輪ルールも忘れずに!**

自転車は必ず駐輪場に止めましょう。歩道に放置すると、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、車いすや目の不自由な方が、安全に通行することができなくなります。

路上での放置自転車は、条例により撤去されることがありますのでご注意ください。また、以下の区域は放置禁止区域となっており、即日撤去の対象となります。

※返還時には、2,000円の撤去費用が掛かります

放置禁止区域	
地下鉄駅周辺	北12条、中の島、真駒内、琴似、西28丁目、白石、大谷地、新さっぽろ、新道東、環状通東、月寒中央
JR駅周辺	札幌、新川、白石、琴似、稲積公園、手稲、星置

**出前講座をご利用ください**

市の職員が地域に出向き、自転車の安全な乗り方についてお話しします(7分参照)。詳しくは区政課☎211-2252へ



**パンフレットを配布中**

自転車の正しい乗り方を、分かりやすく紹介しています。配布場所 区役所(1分)ほか

